

保護者のみなさまへ（通年用）

## 令和6年度 就学援助制度のお知らせ



時津町では保護者のみなさまの経済的ご負担を軽減し、お子さまが学校で楽しく勉強できるように、給食費や学用品費などの経費の一部を援助しています。

### 援助を受けられる内容

新入学用品費	新入学用品の購入にかかる経費の一部（4月までに認定となった方）
学用品費・通学用品費	学用品費等の購入にかかる経費の一部
給食費	給食費として保護者が負担する経費
修学旅行費	修学旅行に参加した場合の均一に負担する経費
校外活動費	校外活動に参加した場合の経費の一部（交通費、見学科）
体育実技用具費	授業で柔道・剣道をする場合の柔道着等の購入費等
医療費	学校の検診により治療を指示された特定の疾病（虫歯、結膜炎、中耳炎等）の治療費のうち、保護者が負担する経費

### 申込方法



1. 就学援助を希望される方は、添付の申請書に必要事項を記入のうえ右ページ記載の関係書類を添付して、通学する学校又は時津町教育委員会教育総務課（郵送可）へ提出してください。

2. **就学援助は年度ごとの申請ですので、令和5年度に就学援助を受けていた方も、提出が必要です。**

○申請書は世帯につき1枚の提出です。

○兄弟姉妹が小学校と中学校にいる場合は、**年長者のいる中学校又は時津町教育委員会教育総務課（郵送可）までご提出ください。**

○郵送先：〒851-2198 時津町浦郷274番地1 時津町教育委員会教育総務課

○学校へ提出する場合、申請書と添付書類は古封筒等に入れて提出してください。

### 認定について



1. 提出書類について、内容の確認や資料の追加提出をお願いする場合があります。
2. 審査結果については、後日学校を通じて文書でお知らせします。

### 就学援助申請上の「世帯員」とは

同じ住所で、生計が同一の方となります。また、保護者等が単身赴任等で別住所の場合にも、生計が同一の世帯員となります。就学援助申請書の「2. 家族構成」欄に同一生計の世帯員を記入し、必要な書類を添付してください。

## 就学援助を受けることができる方と提出書類

下記1～3のいずれかの理由に該当する方で、援助が必要であると教育委員会が認めた方です。**学生を除く全ての世帯員は提出書類が必要です。**

- ・5月までに申請される方は、前年中の収入が分かる書類を添付してください。
- ・6月以降に申請される方で、令和6年1月1日時津町に住民票がある場合、収入が分かる書類の添付は原則不要となります。収入がなかった方は、税務課で令和6年度（令和5年分）町県民税申告をしてください。

### 「無職で収入がない方」について（下記2③参照）

就学援助では、昨年中無職で収入がない方（主婦を含む）も書類審査を行います。「町県民税申告書の控」を税務課で取得し提出してください。

	該当理由	必要な書類	発行する所
1	生活保護を受給している	生活保護決定通知書の写し	西彼福祉事務所
2	令和5年中の「世帯全員の審査対象となる収入」が下表の基準以下で、子どもを就学させることが経済的に困難な場合  ※審査対象となる収入 ○働いている方の所得 ○公的年金等に係る所得 など (遺族年金・障害年金は含みません)	①令和5年分源泉徴収票の写し (会社員・パート、アルバイトなど) ※複数勤務の場合は全ての事業所分	勤務先
		②令和5年分確定申告書控の写し (自営業・農業・漁業・その他所得の方など)	確定申告場所 (税務署又は役場など)
		③令和6年度（令和5年分）町県民税申告書控の写し (自営業・主婦を含む無収入の方など)	税務課 (1月1日居住地役場)
		④令和5年分公的年金の源泉徴収票の写し（年金受給者）	日本年金機構 (郵送)
3	天災等により税の減免を受けている	町県民税、個人事業税、固定資産税のいずれかが減免されたことがわかる書類の写し	税務課 長崎振興局税務部

### 【世帯構成による所得基準額の例】

下記金額はあくまで目安で年齢・世帯構成等により所得基準額が変わりますので、希望する方は申請を行ってください。

世帯人数	世帯構成	所得基準額	
		借家	持ち家
2人	小学生1人+大人1人	204万円	166万円
3人	小学生1人+大人2人	255万円	217万円
3人	小学生1人+中学生1人+大人1人	274万円	236万円
4人	小学生1人+中学生1人+大人2人	312万円	274万円
5人	小学生2人+中学生1人+大人2人	348万円	310万円



**上記の他、年度途中において世帯の収入が減った方など、特別な事情により子どもを就学させることが困難な場合は、教育委員会へご相談ください。**

## 問い合わせ先

詳しくは、時津町教育委員会教育総務課 095-801-1266（直通）までお問い合わせ下さい。